

(証券コード 5237)
2026年6月5日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地
株式
会社 **ノザワ**
代表取締役社長 野澤俊也

第166回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第166回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の株主総会参考書類等(議決権行使書用紙を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)は、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第166回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nozawa-kobe.co.jp/ir/financialinfo.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスして、銘柄名に「ノザワ」または「コード」に当社証券コード「5237」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って、2026年6月25日(木曜日)午後5時45分までに議決権をご行使賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目1番地
神戸商工会議所 3階 神商ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第166期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第166期計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（継続）の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査を実施した対象書類の一部であります。
 - ・ 事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・ 監査報告の「会計監査人の監査報告書謄本」なお、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りすることといたしました。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※議決権行使書用紙はイメージです。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

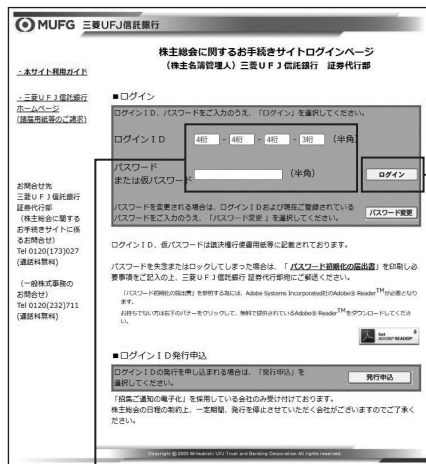
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

※パソコンやスマートフォンなどによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき43円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金43円 総額 511,781,958円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営陣の強化を図るため、取締役1名の増員による選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
あら き けん すけ 荒木 健介 (1971年1月8日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新任</div>	1994年4月 当社入社 2019年9月 当社総務部長 2020年3月 当社経理部長 2023年6月 (株)ノゾワ商事監査役(現任) 当社補欠監査役(現任) 2024年12月 当社理事経理部長(現任) 2026年2月 当社理事管理本部長(現任) 当社安全衛生担当	8,100株
(取締役候補者とした理由) 荒木健介氏は、当社の管理部門の要職を歴任し、当社全般、主として管理部門に関する豊富な経験・見識を有していることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新たに増員により選任された取締役の任期は、当社定款の規定により2027年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなります。

(ご参考) スキルマトリックス

当社の取締役会は、中期経営戦略「NOZAWA NEXT3」を推進し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、人事総務・経理、DX推進を統括する管理本部、営業を統括する販売本部、生産及び研究開発を統括する技術本部、品質保証・法務・リスク管理を統括する品質保証本部において、それぞれのスキル（知識・経験・能力）を踏まえたバランスのとれた役員構成としております。

本総会において第2号議案が承認された場合のスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	企業経営 経営戦略	生産技術	品質保証	研究開発	営 業 マーケティング	財務会計	法 務 リスク管理
代表取締役社長	野 澤 俊 也	○	○	○		○	○	
専 務 取 締 役	三 浦 竜 一	○	○	○	○			
常 務 取 締 役	米 田 剛	○				○		
常 務 取 締 役	邑 橋 将 男	○		○	○			○
常 務 取 締 役	松 村 正 昭	○	○	○				
取 締 役	濱 本 康 二	○		○	○			
取 締 役	藤 井 邦 彦	○				○	○	○
取 締 役	永 田 健 二		○	○				
取 締 役	福 田 菊 光	○				○		
取 締 役	荒 木 健 介						○	
社 外 取 締 役	小 鹿 彦 太	○					○	
社 外 取 締 役	吉 田 裕 樹							○
常 勤 監 査 役	金 井 一 弘						○	
社 外 監 査 役	小 川 佳 男						○	
社 外 監 査 役	岡 所 伸 一						○	

上記一覧は、各候補者が有する全ての知識・能力を表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第2号議案において、補欠監査役荒木健介氏を取締役候補者いたしました。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、久松直樹氏は社外監査役以外の監査役の補欠としての候補者であります。

なお、当該補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の任期が満了する時までとなりますが、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとなります。また、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
久松直樹 (1969年9月26日生)	1994年4月 当社入社 2022年10月 当社購買部長(現任)	3,600株
(補欠の監査役候補者とした理由) 久松直樹氏を補欠の監査役候補者とした理由は、当社全般、主として購買部門に関する豊富な経験・見識を有しており、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者が監査役に就任した場合、当社は候補者との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が監査役に就任することとなった場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（継続）の件

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、当社が2023年6月29日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「現行対応方針」といいます。）として継続することを決議いたしました。つきましては本総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

現行対応方針の有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、その継続の是非も含め現行対応方針の在り方について検討してまいりました。その結果、近時の我が国における企業買収を巡る環境の変化や、2008年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、さらには2023年8月に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針」の趣旨等を踏まえ、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、現行対応方針を継続することを決定いたしました（以下、継続後の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」を「本対応方針」といいます。）。本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいたときから、2029年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、取締役会決議に先立ち、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が、本対応方針は当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針として相当と判断される旨の意見を表明しております。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組みについて

1. 当社の事業活動

当社は、1897年8月神戸市において初代野澤幸三郎が野澤幸三郎商店を構え、染色のための洋藍染料などを輸入したことに始まります。1906年に外国産スレート板の輸入を開始し1913年スレート製造業に転換するとともに会社組織に変更、以来セメント建材一筋に歩み、2022年創業125周年を迎えることができました。

当社は、建材のパイオニアを志し、当初の石綿盤、ロココ瓦、波形スレート、フレキシブルシート、セメント、生コン、住宅用ボード、押出成形セメント板「アスロック」等を次々に開発、発売し、当時の常識を打ち破る画期的な商品を生み出してまいりました。1970年日本で初めて量産化に成功した押出成形セメント板「アスロック」は、発売以来トップシェアを維持しており、「アスロック」といえば押出成形セメント板の代名詞になっております。

2. 当社の中長期的な経営基本戦略等

当社の目標としております企業像は下記の通りです。

- ① 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
- ② 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
- ③ 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一、法令遵守、人権尊重、環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がられるものと考えております。

輸入業から始まった当社は、1世紀以上にわたって画期的な商品を次々と世に送り出してまいりました。これからも「やすらぎと安心の創造」をコンセプトに建材のリーディングカンパニーとして快適な都市づくりの実現に向け、果てしない挑戦を続けてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

2. 本対応方針の概要

本対応方針は、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本対応方針においては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従って、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を組成し、当社取締役会は、対抗措置の発動等に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本対応方針継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、2026年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」に記載の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本対応方針の内容

(1) 本対応方針に係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本対応方針は以下の（i）または（ii）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応方針に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下（ii）において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に日本語で提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」の受領日の翌日から起算して60日以内に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」（④にて後述します。）を開始するものとします。（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会及び独立委員会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供期間終了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）または（ii）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、開示いたします。

（i）対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

（ii）その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。その際、必要に応じて追加の情報を買付者等に求めることがあります。

当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から本必要情報を速やかに受領したうえ、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非または株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）ないし（iii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

- （i）買付者等が本対応方針に定める手続きを遵守しなかった場合若しくは買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、買付者等が本対応方針に定める手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

なお、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

- （ii）買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがある場合

独立委員会は、上記（i）に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

なお、別紙4-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められることとします。

- （iii）買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記（i）及び（ii）に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥ 株主意思の確認

独立委員会が、上記⑤（ii）に従い、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし賛否を決するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、または⑥に定める株主意思確認総会または書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認める範囲内での対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑧ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するかどうかの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑨ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑦に規定する手続きを遵守・承諾するものとして、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしします。

(2) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) ⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととしします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1) ⑧に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1) ⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしします。

(3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2029年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本定時株主総会で承認が得られた場合においても、本対応方針の有効期間満了前に当社の株主総会において本対応方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要な場合は、株主総会の承認の趣旨の範囲で独立委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。

当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

4. 本対応方針の合理性

(1) 関係指針の要件を充足していること

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として定められたものであり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に策定した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」や、2023年8月に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針」において示された基本的な考え方を踏まえ、株主の皆様が大規模買付等の是非を適切に判断するために必要な情報及び時間の確保、ならびに当社取締役会の判断の恣意性を排除するための枠組みを整備したものとなっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続導入されていること

本対応方針は、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断されるために必要な情報及び検討期間を確保すること、ならびに当社取締役会が代替案の提示や、株主の皆様の利益を踏まえた買付者等との交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、当社の本定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続されるものです。

また、上記3.(3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後であっても、その後の当社株主総会において本対応方針の変更または廃止が決議された場合には、本対応方針は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

このように、本対応方針の継続、変更および廃止については、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の継続にあたり、当社取締役会の判断の恣意性を排除するため、対抗措置の発動の是非等を含む本対応方針の運用に関する事項について、客観的かつ中立的な立場から審議・勧告を行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される3名以上の委員により構成されます。

また、当社は、必要に応じて独立委員会の判断の概要等について株主の皆様に適切な情報開示を行うこととしており、本対応方針が透明性をもって運営され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう配慮された仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記3.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されない限り、対抗措置が発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な判断に基づく発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(3)に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数が交代した後もなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）には該当しません。

また、当社は期差任期制を採用していないことから、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができず、発動を阻止するまでに時間を要する買収防衛策）にも該当しません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応方針がその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3. (1)に記載の通り、買付者等が本対応方針を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1) ⑧に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下、「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役または(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非、または株主意思を確認すべき旨
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本対応方針の廃止及び変更
 - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

小鹿 彦太（こしか ひこた）

1955年2月8日生
1978年4月 ㈱太陽神戸銀行（現：㈱三井住友銀行）入行
2008年4月 ㈱三井住友銀行執行役員神戸法人営業本部長
2010年5月 銀泉㈱専務執行役員
2010年6月 同社取締役専務執行役員
2015年6月 同社代表取締役兼専務執行役員
2016年4月 神戸土地建物㈱顧問
2017年6月 同社代表取締役社長
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2019年6月 当社独立委員会委員（現任）

吉田 裕樹（よしだ ひろき）

1973年11月6日生
2000年4月 弁護士登録（兵庫県弁護士会）
2003年4月 京町法律事務所開設（共同代表）（現職）
2013年4月 ㈱チクマ社外監査役（現任）
2015年4月 兵庫県弁護士会副会長
2019年3月 テス・エンジニアリング㈱社外監査役（現任）
2022年6月 当社社外取締役（現任）
2022年6月 当社独立委員会委員（現任）
2025年6月 カワサキモーターズ㈱ 社外取締役（現任）

岡所 伸一（おかしよ しんいち）

1957年9月28日生
1980年4月 大阪国税局入局
2008年7月 大阪国税局総務部情報処理第一部門情報処理管理官
2010年7月 粉河税務署長
2011年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官
2014年7月 国税庁長官官房大阪派遣主任国税庁監察官
2016年7月 門真税務署長
2018年8月 岡所伸一税理士事務所所長（現職）
2023年8月 医療法人十美会監事（現任）
2024年6月 当社監査役（現任）
2024年6月 当社独立委員会委員（現任）

- ※ 当社は、独立委員会委員候補者 小鹿彦太氏、吉田裕樹氏及び岡所伸一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ※ 小鹿彦太氏、吉田裕樹氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。
- ※ 岡所伸一氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。
- ※ 上記3氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

(1) 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	12,075,000株
③ 株主数	5,450名

(2) 大株主の状況（上位11位）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
ノザワ取引先持株会	701	5.89
株式会社三井住友銀行	567	4.77
神栄株式会社	486	4.08
日本生命保険相互会社	436	3.66
損害保険ジャパン株式会社	331	2.78
CBC株式会社	301	2.53
日工株式会社	284	2.38
ノザワ従業員持株会	263	2.20
株式会社トクヤマ	262	2.20
株式会社みなと銀行	210	1.76
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	210	1.76

(注) 持株比率は自己株式（173,094株）を控除して計算しております。

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合。
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合。
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合。
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合。
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると認められる類型

1. 買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なおそれがあると判断される場合。
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を妨げるおそれがあると判断される場合。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間の別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が、対抗措置の発動の停止を行った場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

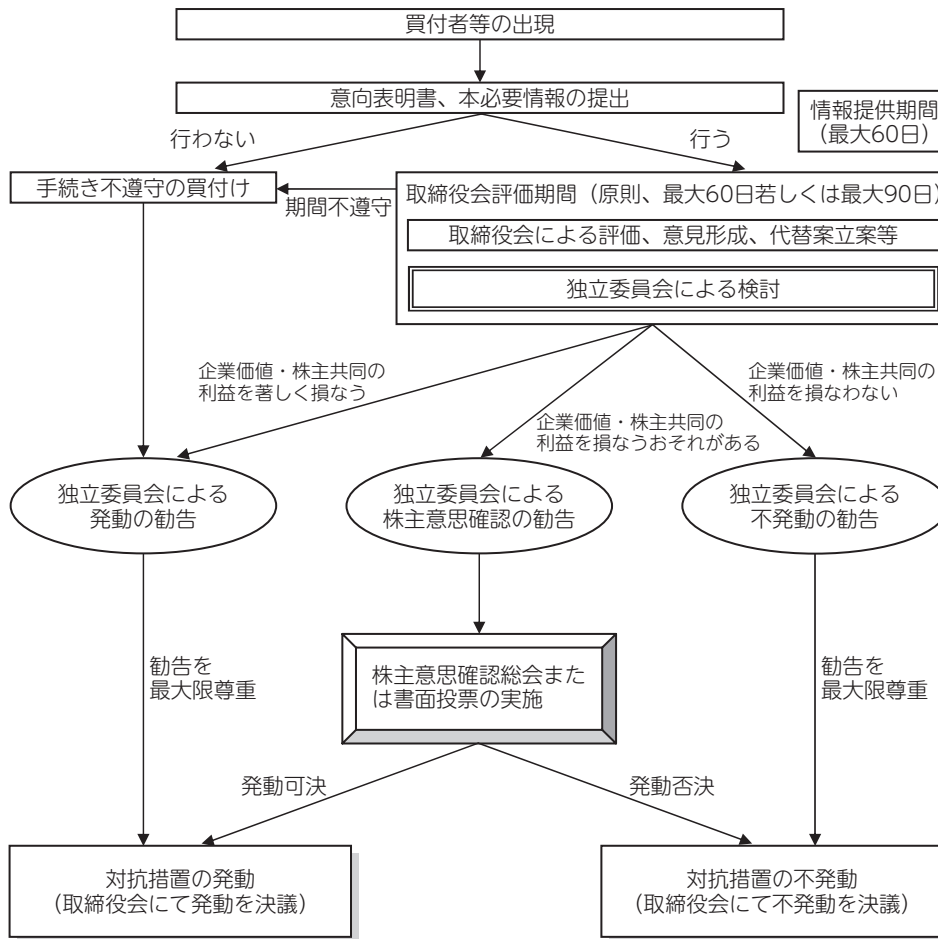
以 上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

本対応方針の手続きに関するフロー図



※ このスキーム図は本対応方針の概要をわかりやすく表示したものです。具体的な対応方針の内容については本文をご参照ください。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、歴史的水準の賃上げが実現し個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、米国の関税政策の大幅な転換や中東・欧州をはじめとする地政学リスクの高まりを背景に、全体として先行き不透明な局面が続きました。建築材料業界におきましても、潜在的な建設需要は依然として底堅い一方、人手不足に起因して建築工事の供給制約が一段と強まり、需給バランスを欠く状況で推移しました。これに伴う工期遅延や建築価格高騰による建築計画の中止・延期が当社商品の販売に影響を及ぼし、厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、「やすらぎと安心の創造」のコーポレートメッセージのもと、知恵と努力でお客様の明るい笑顔、楽しい思い出を守る商品群の拡充・拡販を図りました。

新商品に関しましては、セメントの素材感をダイナミックに活かした内装用スレートボード「ナチュラル」シリーズに、廃棄されていた牡蠣の貝殻をボードに織り混ぜた「シェルイン オイスター」を新たに追加し、5月に発売しました。ボード意匠に牡蠣の貝殻を用いることで従来のナチュラルにはない新たな表情を生み出し、また海洋資源の循環を促し廃棄物削減に貢献します。この他、お客様のニーズを踏まえ、独自性・優位性に主眼を置いた商品開発を継続しました。

当連結会計年度は、販売部門においては、重厚感やシャープなテクスチャーを表現しながら、現場作業を大幅にカットし工期短縮に貢献する「アスロック工場塗装品」などの高付加価値品や、前年度の後半に投入した「澄肌（すみはだ）」や「潤みだら（うるみだら）」といったお客様の要望を具現化した新商品の拡販に注力しました。

生産部門では、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を強力に展開し、生産性の向上やコストダウンに加え、増産・減産に対応する柔軟な生産体制の構築に注力しました。また、現場力向上を目的としたNNPSの実践的な教育訓練にも取り組みました。

品質保証部門では、中長期的な競争力強化に向け、製品品質及び施工品質の維持・向上及び検査工程の自動化に取り組み、品質保証体制の継続的な改善に努めました。

管理部門では、今年度もベースアップ及び従業員向けの譲渡制限付株式割当を実施し、従業員エンゲージメント向上を図りました。また、採用市場の競争激化を踏まえ、当社ウェブサイトの採用ページを刷新し、コンテンツ拡充及び応募導線の最適化を図ることで応募者との接点の強化に努め、人材確保の基盤強化を推進しました。

当連結会計年度の業績につきましては、建築着工床面積が前年割れで推移する状況のもと、当社の主力である一般建築向け外壁材「アスロック」の販売数量は前年を下回る状況で推移しましたが、住宅向け商品や工事売上高が伸長したこと等から、連結売上高は前期比増収となりました。品種別売上高については、アスロックは100億98百万円（前期比4.7%減少）、住宅用高遮音床材は18億19百万円（前期比5.3%減少）、住宅用軽量外壁材は55億74百万円（前期比19.1%増加）となり、押出成形セメント製品合計では174億92百万円（前期比1.7%増加）に、耐火被覆等は10億29百万円（前期比5.1%減少）、スレート関連は9億88百万円（前期比5.2%増加）となったこと等から、当連結会計年度の売上高は223億12百万円（前期比1.6%増加）となりました。

利益面については、増収の影響等により、営業利益は19億93百万円（前期比18.7%増加）、経常利益は21億66百万円（前期比17.8%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失に減損損失、棚卸資産評価損及び訴訟損失を計上したこと等から6億5百万円（前期比47.7%減少）となりました。部門別の状況は次のとおりであります。

(1) 押出成形セメント製品部門（アスロック、住宅用高遮音床材、住宅用軽量外壁材）

アスロックは、高付加価値品の「工場塗装品」や塗装が不要な低価格帯の商品の拡販並びに価格改定の浸透による増収要因もありましたが、人手不足に起因する建築工事の供給制約等により、アスロック売上高は100億98百万円（前期比4.7%減少）となりました。

住宅向け押出成形セメント板の住宅用高遮音床材売上高は18億19百万円（前期比5.3%減少）の前期比減となりましたが、住宅用軽量外壁材は堅調に推移し、売上高は前期比増の55億74百万円（前期比19.1%増加）となりました。その結果、当部門の売上高は174億92百万円（前期比1.7%増加）となりました。

(2) スレート部門

内装用素地ボード「ナチュラルレ」の商品バリエーションを追加したこと等により、当部門の売上高は9億88百万円（前期比5.2%増加）となりました。

(3) その他の部門

耐火被覆等は、10億29百万円（前期比5.1%減少）となりましたが、当部門の売上高は38億31百万円（前期比0.5%増加）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場、播州工場の「アスロック」の製造設備の更新等を実施し、総額7億39百万円となりました。

3. 資金調達の状況

資金の効率化・安定化を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結いたしております。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、現政権による物価高対策や賃上げの浸透を背景とした個人消費の緩やかな回復、また、AI・半導体をはじめとする戦略分野への重点投資が企業の設備投資マインドを下支えすることが期待されます。しかし一方で、年度末にかけて急速に顕在化した中東における大規模な軍事的緊張の高まりによって原油価格が乱高下を繰り返しており、予断を許さない状況にあります。建築材料業界におきましても、資材調達リスクやあらゆるコストにおいて過去に前例のない水準で高騰するリスクが生じており、不確実性の高い状況で推移すると見込まれます。

このような状況のなか当社は2026年5月15日、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を公表しました。当社は、企業価値の持続的な向上を図るため、株主資本コストを上回る資本収益性の達成を重要な経営目標として位置付けるとともに、市場からの評価指標である株価純資産倍率1倍以上の達成を目指し、これらの目標を意識した経営管理を徹底し、資本効率の向上及び市場評価の改善に継続的に取り組んでまいります。また、これら目標の達成につながるノザワ

の使命を果たすための最優先事項を、「志 KOKOROZASHI-Vision」、「実 MINORI-Profit」、「礎 ISHIZUE-Base」の3つのカテゴリに分け、中期経営計画「NOZAWA NEXT3」として策定しました。株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆様のご期待に応えるべく、本計画の着実な実行に努めてまいります。2027年3月期の当社グループをとりまく経営環境は、中東情勢の影響拡大によって、原油高によるコストアップや資材調達難に伴う建築工事の停滞が懸念されるなど、日々厳しさを強めております。このようななか、当社グループは我々の使命を果たすべく、「NOZAWA NEXT3」を実行してまいります。

「志 KOKOROZASHI-Vision」では、災害から守る、快適な住環境の提供、環境保全、人手不足解消という社会課題の解決に貢献する新商品・新工法開発を通じて、「やすらぎと安心の創造」という当社グループの使命を果たすとともに、当社グループの成長を目指してまいります。

「実 MINORI-Profit」では、一般建築向け外壁材「アスロック」において、お客様の多様なニーズに対応すべく低価格帯から高価格帯まで商品ラインアップを充実させるとともに、工期を短縮し人手不足解消に貢献する「アスロック工場塗装品」の拡販、並びに「工場プレ加工」の採用を推進してまいります。また新事業としてアスロック向け多色仕上げの現場塗装工法「ミルフィア」を開発、子会社である株式会社ノザワ商事の塗装工事業として新市場を開拓し、売上高・利益増を図ってまいります。スレートボードにおきましても同様に、お客様のニーズに応じた内装用商品の拡充に取り組んでまいります。生産面では、外部環境の不確実性が高まるなか、需要変動への機動的な対応とコスト競争力の維持を両立させるべく柔軟な生産体制を構築してまいります。また、中東情勢悪化を受け、より重要性が高まる資材調達について、安定調達、代替資材の活用及びエネルギー使用効率の更なる改善を推進し、利益確保につなげてまいります。

「礎 ISHIZUE-Base」では、激変する経営環境のもとで持続的な成長を実現するため、AI活用とDXを積極的に推進し、営業支援ツールの高度化による営業活動時間の確保や各種事務作業のシステム化による業務効率の向上を通じて、生産性と顧客対応力を高めてまいります。人材面においては、当社の持続的成長を支える基盤として人材の確保・育成及び人事制度改革に積極的に取り組むことにより、組織力強化と人的資本の中長期的な充実を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 20,975,618	千円 23,074,880	千円 21,954,062	千円 22,312,878
経 常 利 益	千円 1,147,612	千円 1,938,688	千円 1,838,651	千円 2,166,680
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円 486,597	千円 874,814	千円 1,156,714	千円 605,209
1株当たり当期純利益	42円68銭	76円32銭	100円11銭	51円56銭
総 資 産	千円 28,387,881	千円 29,477,591	千円 30,239,852	千円 30,450,778
純 資 産	千円 18,481,078	千円 19,809,816	千円 20,665,720	千円 21,930,864

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 重要な親会社の状況
 該当事項はありません。

- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ノ ザ ワ 商 事	神戸市中央区	百万円 50	% 100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業

- (注) 出資比率は、間接保有割合を含んでおります。

Ⅱ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 澤 俊 也	
専務取締役	三 浦 竜 一	技術本部長 兼研究開発担当
常務取締役	米 田 剛	販売本部長 兼海外事業部長 兼(株)ノザワ商事管掌 兼(株)ノザワ商事取締役
常務取締役	邑 橋 将 男	品質保証本部長 兼リスク対策部長
常務取締役	松 村 正 昭	技術本部副本部長 兼生産技術担当 兼生産技術部長 兼エンジニアリング部長 兼播州工場・高砂工場統括 兼ISO推進室長
取 締 役	濱 本 康 二	技術本部副本部長 兼フラノ再生担当 兼技術研究所長 兼製品保証部性能確認室長
取 締 役	藤 井 邦 彦	管理本部担当 兼I R担当 兼安全衛生担当 兼DX推進部長 兼人事部長
取 締 役	永 田 健 二	埼玉工場長
取 締 役	福 田 菊 光	建設商品部長 兼建設商品部マーケティング室長
取 締 役	小 鹿 彦 太	
取 締 役	吉 田 裕 樹	京町法律事務所共同代表 (株)チクマ社外監査役 テス・エンジニアリング(株)社外監査役 カワサキモータース(株)社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	金 井 一 弘	(株)ノザワ商事監査役
監 査 役	小 川 佳 男	小川公認会計士事務所所長 昭和瀝青工業(株)監査役 独立行政法人国立循環器病研究センター監事
監 査 役	岡 所 伸 一	岡所伸一税理士事務所所長 医療法人十美会監事

- (注) 1. 取締役小鹿彦太氏、吉田裕樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小川佳男氏、岡所伸一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役金井一弘氏は、多年にわたり当社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役小川佳男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役岡所伸一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役小鹿彦太氏及び吉田裕樹氏並びに社外監査役岡所伸一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2025年4月1日付

氏 名	変更前	変更後
藤 井 邦 彦	取締役 管理本部長 兼総務部長 兼安全衛生担当 兼(株)ノザワ商事管掌 兼(株)ノザワ商事取締役	取締役 管理本部長 兼人事部長 兼安全衛生担当 兼(株)ノザワ商事管掌 兼(株)ノザワ商事取締役

2025年6月1日付

氏 名	変更前	変更後
濱 本 康 二	取締役 技術本部副本部長 兼フラノ再生担当 兼技術研究所長 兼環境推進室長 兼製品保証部性能確認室長	取締役 技術本部副本部長 兼フラノ再生担当 兼技術研究所長 兼製品保証部性能確認室長

2025年6月27日付

氏名	変更前	変更後
米田 剛	常務取締役 販売本部長 兼海外事業部長	常務取締役 販売本部長 兼海外事業部長 兼㈱ノザワ商事管掌 兼㈱ノザワ商事取締役
藤井 邦彦	取締役 管理本部長 兼人事部長 兼安全衛生担当 兼㈱ノザワ商事管掌 兼㈱ノザワ商事取締役	取締役 管理本部長 兼人事部長 兼安全衛生担当

2026年2月1日付

氏名	変更前	変更後
松村 正昭	常務取締役 技術本部副本部長 兼生産技術担当 兼埼玉工場長 兼エンジニアリング部長	常務取締役 技術本部副本部長 兼生産技術担当 兼生産技術部長 兼エンジニアリング部長 兼播州工場・高砂工場統括 兼ISO推進室長
藤井 邦彦	取締役 管理本部長 兼人事部長 兼安全衛生担当	取締役 管理本部担当 兼IR担当 兼DX推進部長 兼人事部長
永田 健二	取締役 生産技術部長 兼播州工場・高砂工場統括 兼ISO推進室長	取締役 埼玉工場長
福田 菊光	取締役 建設商品部長 兼建設商品部営業推進室長	取締役 建設商品部長 兼建設商品部マーケティング室長

2026年2月20日付

氏名	変更前	変更後
藤井邦彦	取締役 管理本部担当 兼IR担当 兼DX推進部長 兼人事部長	取締役 管理本部担当 兼IR担当 兼安全衛生担当 兼DX推進部長 兼人事部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小鹿彦太氏、同吉田裕樹氏、監査役金井一弘氏、同小川佳男氏及び同岡所伸一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については、全額会社負担としております。

(1) 保険契約の被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役。

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものです。

(3) 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は、填補されないなど一定の免責事由があります。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2024年6月27日開催の取締役会にてその内容を一部変更して決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役・監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社は、社会の発展に貢献する企業を目指すという企業理念のもと、取締役は、当社グループの持続的な成長に貢献する使命を担っており、果たすべき役割と経営目標の達成度合いに応じた報酬制度を基本方針として決めました。

取締役の報酬は、基本報酬及び非金銭報酬等としております。

基本報酬の算定方法は、各取締役の役位・職責等に基づく基礎報酬に加え、1株当たりの前期末配当額、前期の経常利益額並びに当該取締役が担当する部門の業績への貢献度に従って、個別配分による業績連動報酬を設定、基本報酬として算定し、月例の報酬としております。

業績連動報酬について、1株当たりの前期末配当額(40円)、前期の経常利益額(連結：1,838,651千円、個別：1,730,497千円)並びに当該取締役が担当する部門の業績への貢献度を指標としているのは、業務執行の成果を測る上で、当該指標が適切であると判断し、選定しております。

非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針は次のとおりです。

非金銭報酬等は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的に、譲渡制限付株式とします。

各取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権は、一定の条件に基づいて、業績連動報酬を含めた基本報酬(金銭報酬)に一定の割合を乗じて算出した額としており、具体的な個人別の支給時期及び配分は取締役会で決定するものとします。

社外取締役及び監査役は、公正かつ適正な経営を担う役割及び独立性の観点から基礎報酬のみとなっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数
		基本報酬		非金銭報酬等	
		基礎報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	189,475 (8,000)	131,090 (8,000)	48,089 (-)	10,295 (-)	11名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	18,400 (8,600)	18,400 (8,600)	-	-	3名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、第166回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）に掲載の事業報告「会社の株式に関する事項 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の報酬の額は、2015年6月26日開催の第155回定時株主総会において、年額5億円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役2名）であります。
4. 取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬の額は、2024年6月27日開催の第164回定時株主総会において、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役（社外取締役を除く。）は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。当該制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は9名であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第155回定時株主総会において、年額7,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）であります。

5. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「Ⅱ. 会社役員に関する事項 1. 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、社外役員の重要な兼職先と当社間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動の状況

・社外取締役

氏名	取締役会出席状況	活動状況と役割
小 鹿 彦 太	15回中15回	主に金融業務及び金融機関の執行役員等を経験しており、財務、会計、会社経営等に関する幅広い知識と見識を有し、当社取締役会において有用な助言、提言を行うなど、当社の社外取締役として独立した立場から当社経営の重要事実の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行しております。
吉 田 裕 樹	15回中15回	主に弁護士として企業法務に精通しており、法律、コンプライアンスに関する幅広い知識と見識を有し、当社取締役会において有用な助言、提言を行うなど、当社の社外取締役として独立した立場から当社経営の重要事実の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行しております。

・社外監査役

氏名	主 な 活 動 状 況
小 川 佳 男	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回出席、また監査役会には16回中16回出席し、議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
岡 所 伸 一	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回出席、また監査役会には16回中16回出席し、議案審議等について、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(14,388,740)	流動負債	(4,212,907)
現金及び預金	5,722,255	支払手形及び買掛金	2,683,736
受取手形、売掛金及び契約資産	2,982,030	未払法人税等	72,841
電子記録債権	4,209,062	賞与引当金	236,000
商品及び製品	477,858	その他	1,220,329
原材料及び貯蔵品	263,982	固定負債	(4,307,006)
未成工事支出金	50,935	再評価に係る繰延税金負債	1,509,427
その他	688,863	退職給付に係る負債	1,618,561
貸倒引当金	△6,248	訴訟損失引当金	512,100
固定資産	(16,062,038)	資産除去債務	112,649
(有形固定資産)	(10,180,388)	繰延税金負債	355,448
建物及び構築物	1,805,186	その他	198,820
機械装置及び運搬具	1,548,034	負債合計	8,519,913
土地	6,257,264	(純資産の部)	
建設仮勘定	152,633	株主資本	(16,170,603)
その他	417,269	資本金	2,449,000
(無形固定資産)	(69,109)	資本剰余金	1,757,659
電話加入権	8,216	利益剰余金	12,031,653
ソフトウェア	58,116	自己株式	△67,708
その他	2,776	その他の包括利益累計額	(5,760,260)
(投資その他の資産)	(5,812,539)	その他有価証券評価差額金	2,370,353
投資有価証券	4,922,788	土地再評価差額金	3,286,972
その他	988,647	退職給付に係る調整累計額	102,934
貸倒引当金	△98,895	純資産合計	21,930,864
資産合計	30,450,778	負債純資産合計	30,450,778

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,312,878
売上原価	16,001,664
売上総利益	6,311,213
販売費及び一般管理費	4,317,431
営業利益	1,993,781
営業外収益	
受取利息	7,205
受取配当金	143,523
その他	69,087
営業外費用	
支払利息	1,811
その他	45,106
経常利益	2,166,680
特別利益	
投資有価証券売却益	105,837
特別損失	
固定資産除却損	59,836
投資有価証券評価損	10,565
減損資産評価損	271,212
棚卸資産評価損	91,119
訴訟損	1,124,740
税金等調整前当期純利益	715,043
法人税、住民税及び事業税	188,499
法人税等調整額	△78,664
当期純利益	605,209
親会社株主に帰属する当期純利益	605,209

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社ノザワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 入山友作
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第166期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社 ノザワ 監査役会

常勤監査役 金井 一 弘 ㊟

社外監査役 小川 佳 男 ㊟

社外監査役 岡 所 伸 一 ㊟

以上

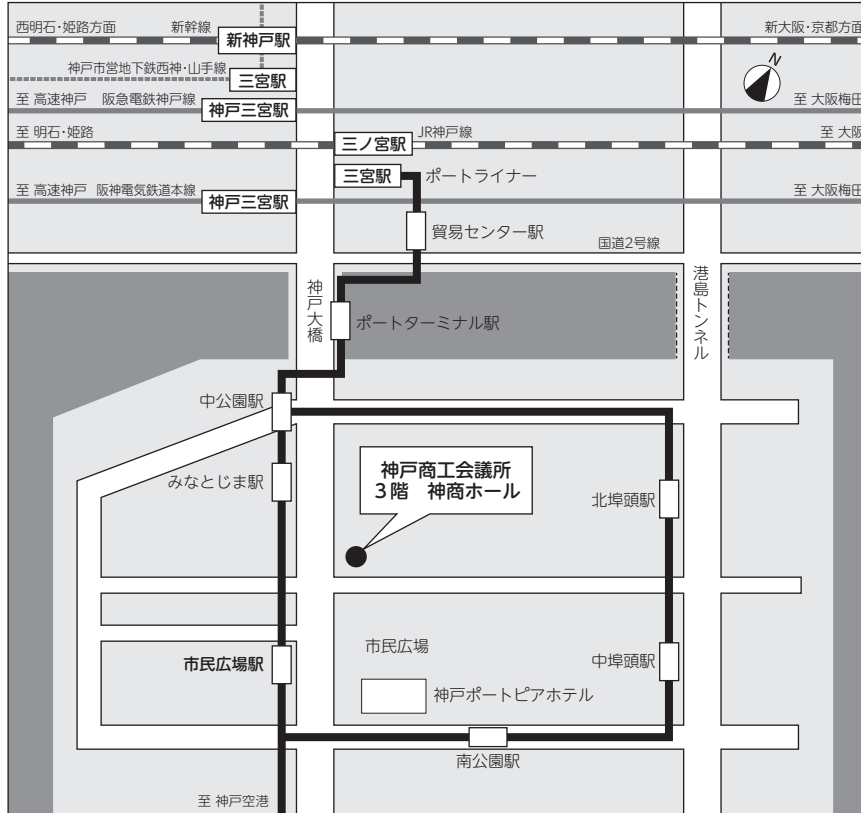
株主総会会場ご案内図

会場

神戸市中央区港島中町6丁目1番地
神戸商工会議所 3階 神商ホール
電話 (078) 303-5801

交通

「JR三ノ宮駅」、「阪急神戸三宮駅」
「阪神神戸三宮駅」から乗り換え。
ポートライナーで10分。
「市民広場駅」下車。北へ徒歩約5分



・開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.nozawa-kobe.co.jp>)でお知らせしますので、必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、株主総会用の駐車場は確保しておりませんので、悪しからずご了承下さいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。